

用語解説

以下に記述する用語の解説は、本計画においての解釈を示すもので、一般的な見解や他の行政計画とは異なる場合があります。

なお、解説のある用語は、本文中に「*」を付しています。

あ行

■ インフラ資産【いんふらしさん】

道路、橋りょう、河川、下水道および漁港施設のこと。

か行

■ 狭あい道路【きょうあいどうろ】

建築基準法第42条第2項に規定する道路幅員が4メートル未満の道路で特定行政庁が指定したもの。

■ 急傾斜地崩壊対策事業【きゅうけいしゃちほうかいたいさくじぎょう】

急傾斜地の保全等は、土地の所有者が自ら行うのが原則であるが、施工には多大な費用と高度な技術力を必要とする。そこで神奈川県では、土地の所有者等からの要望を受けて、一定の要件を満たすがけ崩れの恐れがある地域を「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、土地の所有者等に代わり、急傾斜崩壊防止施設の設置工事を実施する事業。

さ行

■ 支障物件【ししょうぶっけん】

電柱や道路照明灯など、道路通行上支障となっているもの。

た行

■ 道路アダプト団体【どうろあだぶとだんたい】

アダプトとは、英語で〇〇を「養子」にするという意味です。

道路アダプト団体とは、道路を「養子」にみため、市民がボランティアとして里親になり「養子」である道路の美化・維持管理を自主的・主体的に行う団体。

■ 道路等里親制度【どうろとうさとおやせいど】

市民がボランティアとして里親になり、道路の美化・維持管理を自主的・主体的に行い、市がこれを支援してくる制度。

は行

■ バリアフリー【ぼりあふりー】

年齢や能力に関わりなく、自由に活動し快適に暮らしていくために、物理的、制度的、精神的な障壁、障害、不便(バリア)を取り除いて(フリー)いこうとする考え方。

■ PFI【ピーエフアイ】

民間の資金と経営能力・技術力(ノウハウ)を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。あくまで地方公共団体が発注者となり、公共事業として行うもの。

■ 防災工事費助成制度【ぼうさいこうじひじょせいせいど】

逗子市防災工事費助成金交付要綱に基づき、がけ崩れや水害などを防ぐため、工事費の一部を助成する制度。

■ ポケットパーク【ぼけつとぱーく】

道路の余地に植栽や修景施設などとベンチ等の休憩施設を造り、道路に潤いを与えるようにするもの。

ま行

■ 三浦半島中央道路【みうらはんとうちゅうおうどうろ】

三浦半島中央道路は、逗子市桜山を起点とし、横須賀市山科台に至る幹線道路で、東京・横浜方面と三浦半島の西海岸方面との交通の利便性を高めるなど、三浦半島の広域的なネットワークを形成する重要な路線。現在、逗子市桜山から葉山町長柄の区間と、横須賀市湘南国際村1丁目から横須賀市山科台の区間において、神奈川県が関係市町と連携を図りながら、事業実施に向けて各種調査を実施している。

や行

■ やさしい道づくり事業【やさしいみちづくりじぎょう】

誰もが安全で快適に通行できる道路を整備する事業。

■ ユニバーサルデザイン【ゆにばーさるでざいん】

すでにあるバリア(障壁、障害、不便)を取り除くというバリアフリーの考え方をさらに進めて、はじめから年齢や能力に関わりなく、すべての人に快適な環境空間づくりを行っていこうとする考え方。